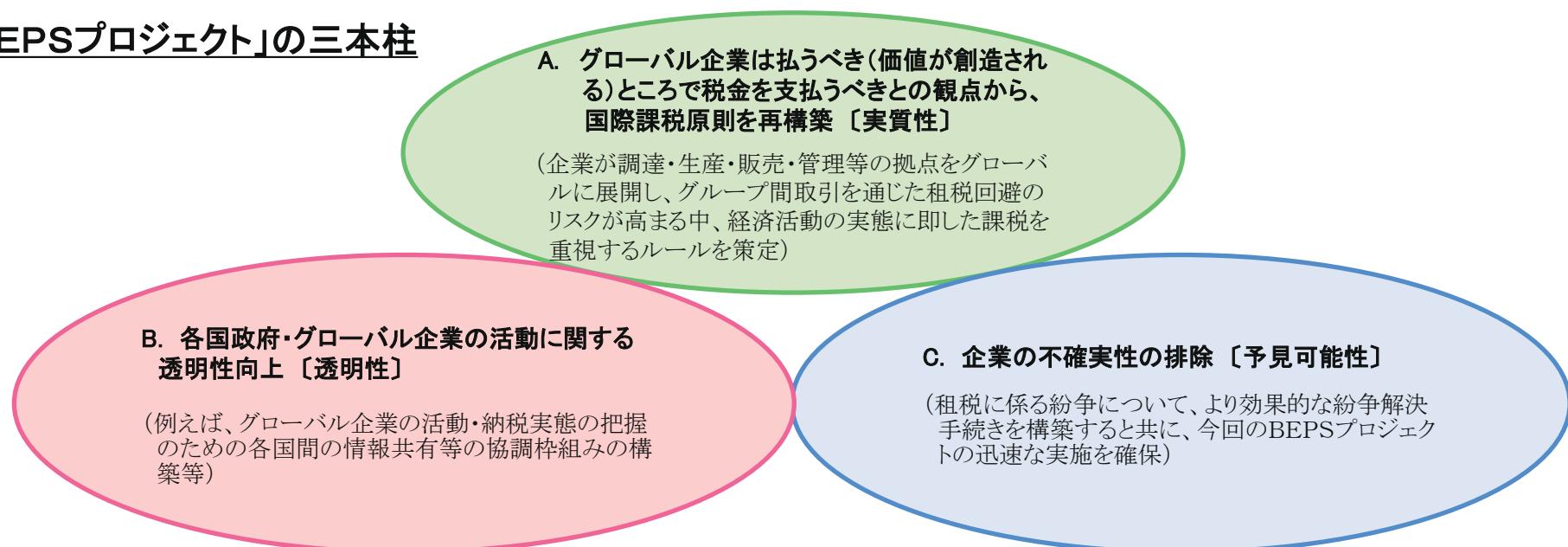


## BEPSプロジェクトについて

### ○ BEPS(Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転)プロジェクトの背景・経緯

- ・ 各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させ、より多くの国民負担を求める中、多国籍企業が各国の税制や国際課税ルールのずれを利用して課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うことに対して批判が高まっていた。
- ・ 2012年6月、OECD租税委員会(議長:浅川財務省財務官)は、このような課税逃れを防ぎ、公平な競争条件(Level Playing Field)を整えるために国際課税ルール全体を見直すプロジェクト(BEPSプロジェクト)を立ち上げ。
- ・ G20(財務大臣)からの要請も受け、2013年7月には、15の行動計画から構成される「BEPS行動計画」を公表。行動計画の実施にあたり、OECD非加盟のG20メンバー8か国(中国、インド、南アフリカ、ブラジル、ロシア、アルゼンチン、サウジアラビア、インドネシア)も議論に参加。
- ・ 2014年9月に「第一弾報告書」、2015年10月には「最終報告書」を公表し、G20財務大臣に報告。11月にG20サミットにも報告。  
⇒今後は、最終報告書に基づき、各国内法の整備を実施することが求められている。

### 「BEPSプロジェクト」の三本柱



# BEPSプロジェクト最終報告書の概要

## A. グローバル企業は払うべき（価値が創造される）ところで税金を支払うべきとの観点から、国際課税原則を再構築〔実質性〕

### (1) 電子経済の発展への対応

電子経済に伴う問題への対応について、海外からのB2C取引に対する消費課税のあり方等に関するガイドラインを策定した。

※ 電子経済を利用したBEPSについては、他の勧告を実施することで対応可能。更に、消費課税やBEPS対抗措置で対応できない問題について、物理的概念の存在を根拠として課税する現行の税制とは異なる課税方法の可能性等について、検討を継続。

行動1 電子経済の課税上の課題への対応 → 27年度税制改正で対応済み

### (2) 各国制度の国際的一貫性の確立

各国間の税制の隙間を利用して多国籍企業による租税回避を防止するため、各国が協調して国内税制の国際的調和を図った。

行動2 ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化 → 27年度税制改正で対応済み

行動3 外国子会社合算税制の強化 → 今後、法改正の要否を含め検討

行動4 利子控除制限 → 今後、法改正の要否を含め検討

行動5 有害税制への対抗 → 既存の枠組みで対応

### (3) 国際基準の効果の回復

伝統的な国際基準（モデル租税条約・移転価格ガイドライン）が近年の多国籍企業のビジネスモデルに対応できていないことから、「価値創造の場」において適切に課税がなされるよう、国際基準の見直しを図った。

行動6 条約濫用の防止 → 租税条約の拡充（含行動⑮）の中で対応

行動7 人為的なPE認定回避 → 租税条約の拡充（含行動⑮）の中で対応

行動8-10 移転価格税制と価値創造の一貫性 → 今後、法改正の要否を含め検討

## B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上〔透明性〕

### (4) 透明性の向上

多国籍企業による租税回避を防止するため、国際的な協調のもと、税務当局が多国籍企業の活動やタックス・プランニングの実態を把握できるようにする制度の構築を図った。

行動5 ルーリング（企業と当局間の事前合意）に係る自発的情報交換

行動11 BEPS関連のデータ収集・分析方法の確立

行動12 タックス・プランニングの義務的開示 → 今後検討

行動13 多国籍企業情報の報告制度

（移転価格税制に係る文書化） → 28年度税制改正で対応予定

## C. 企業の不確実性の排除〔予見可能性〕

### (5) 法的安定性の向上

BEPS対抗措置によって予期せぬ二重課税が生じる等の不確実性を排除し、予見可能性を確保するため、租税条約に関連する紛争を解決するための相互協議手続きをより実効的なものとすることを図った。

行動14 より効果的な紛争解決メカニズムの構築 → 対応済み

### (6) BEPSへの迅速な対応

BEPS行動計画を通じて策定される各種勧告の実施のためには、各国の二国間租税条約の改正が必要なものがあるが、世界で無数にある二国間租税条約の改定には膨大な時間を要することから、BEPS対抗措置を効率的に実現するための多国間協定を2016年末までに策定する。

行動15 多国間協定の開発 → 参加予定

**【課題】** 多国籍企業グループによるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対して、適正な課税(移転価格課税<sup>(注)</sup>)を実現するためには自国企業の国外関連者との取引(関連者間取引)に関する情報を求めるのはもちろんのこと、多国籍企業グループがグローバルに行う取引の全体像を把握する必要。

(注) 移転価格課税とは、国外関連者との取引価格(移転価格)を操作することによる所得の海外移転に対し、その取引が本来の取引価格(独立企業間価格)で行われたものとみなして所得を計算し直し、課税する制度。

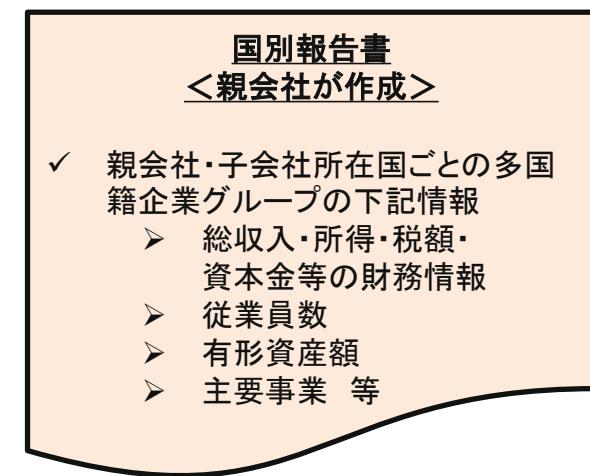
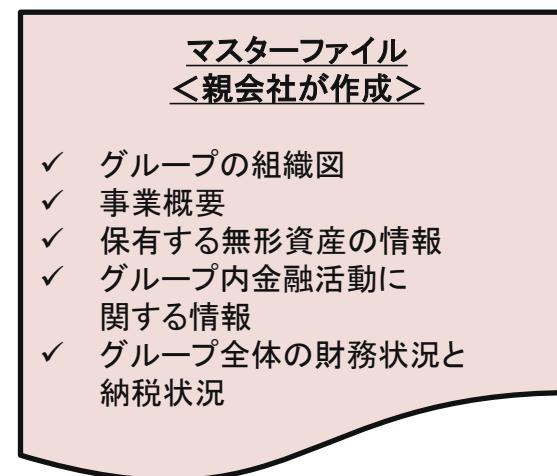
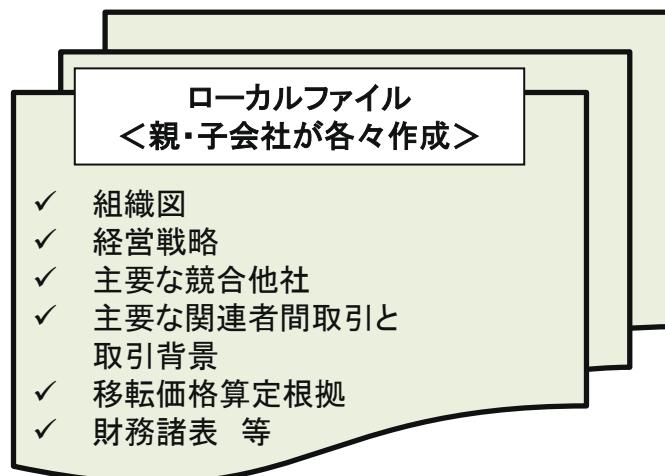
#### 【BEPSプロジェクトにおける対応】

経済界のコンプライアンス・コストに配慮しつつ、税務当局のために透明性を高めることを目的として共通様式に基づいた多国籍企業情報の報告等(移転価格に係る文書化)に関するルールを整備。具体的には、多国籍企業グループに対して、①ローカルファイル、②マスターファイル、③国別報告書(CbCレポート)の三種類の文書を共通様式に従って税務当局に提供(または作成・保存)することを義務付けるよう勧告(CbCレポートについては、原則、2016年度から適用開始)。

**【日本の対応】** 28年度税制改正において、BEPSプロジェクトの勧告を踏まえた多国籍企業情報の報告等に係る制度を整備する。

- **ローカルファイル:** 関連者間取引における独立企業間価格を算定するための詳細な情報。独立企業原則の遵守状況を確認し、移転価格課税を行うために使用(現行、措規22の10①②に相当)。
- **マスターファイル:** 多国籍企業グループの組織・財務・事業の概要等、多国籍企業グループの活動の全体像に関する情報。多国籍企業グループ内の重大な移転価格リスクの存在の有無を評価するために使用(連結総収入金額1,000億円未満のグループは対象外)。
- **国別報告書:** 多国籍企業グループの各国別の所得、納税額の配分等、多国籍企業グループの各国別の活動状況に関する情報。多国籍企業グループ内の移転価格リスクの存在の有無を評価するために使用(連結総収入金額1,000億円未満のグループは対象外)。

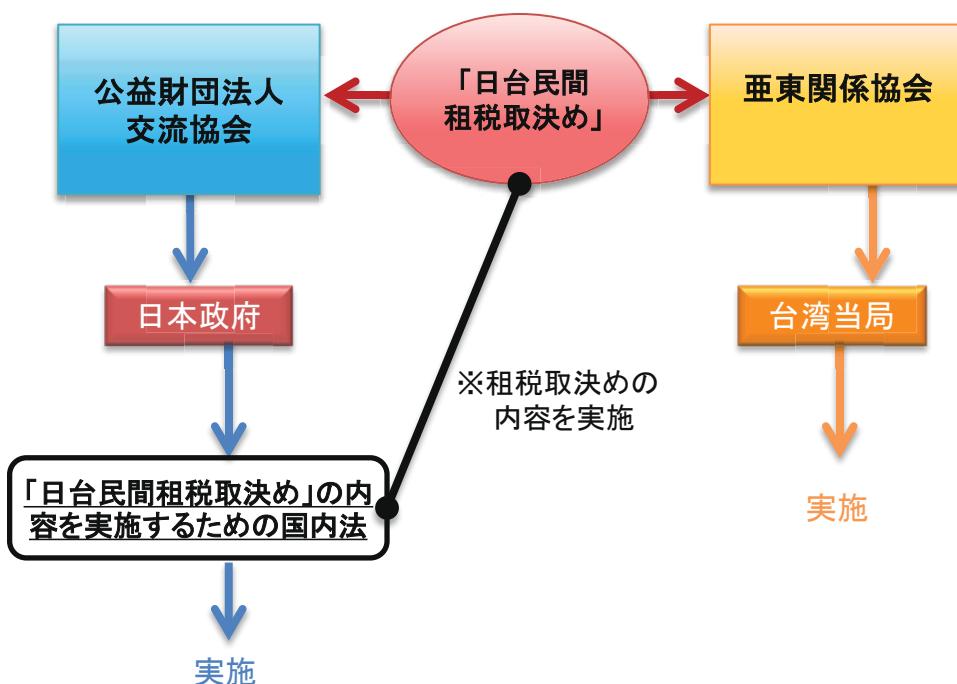
※原則、親会社が親会社所在地国の税務当局に提出し、当該税務当局が子会社所在地国の税務当局に自動的情報交換で共有する。



- 日本にとって台湾は、租税条約のない国・地域の中で最大の直接投資相手。日台経済関係は緊密で、日本及び台湾の経済界からは、「租税条約締結」に強い期待。他方、台湾との関係に関する日本の基本的立場は、非政府間の実務関係として維持するというものであることから、台湾との間で、国家間の国際約束である租税条約を締結することができない。
- そこで、台湾との間で租税条約に相当する枠組みを構築するために、公益財団法人交流協会(日本側)と亞東関係協会(台湾側)との間で「日台民間租税取決め」(日本では国際約束として効力なし)を取り結び、その内容を日本国内で実施するための国内法を整備する。

(注)「日台民間租税取決め」については、2013年12月から両協会間で協議を重ね、2015年11月26日に署名された。

### 「租税条約に相当する枠組み」の概念図



### 「日台民間租税取決め」の概要

| 1. 投資所得に対する課税の軽減                               |     |                             |                        |
|--|-----|-----------------------------|------------------------|
| ◆日台間で支払われる配当などについて、所得が生じる地域(源泉地)における課税の税率を引下げ。 |     |                             |                        |
|  | 配当  | 利子                          | 使用料                    |
| 「日台民間<br>租税取決め」                                | 10% | 免税(政府、中央銀行等受取り)<br>10%(その他) | 10%                    |
| 現行   | 台湾  | 20%                         | 15%(金融商品)、<br>20%(その他) |
|  | 日本  | 15%(上場)、<br>20%(非上場)        | 15%(金融商品)、<br>20%(その他) |

2. 日台間の課税問題を解決するための枠組み

◆企業が進出先の税務当局から受けた課税について問題が生じた場合に、これを解決する枠組みを創設。【相互協議】

3. 日台間での租税に関する情報交換のための枠組み

◆日台それぞれにおけるより効果的な税務行政の執行のため、租税に関する情報を日台間で交換する枠組みを規定。【情報交換】

4. 期待される効果

◆日台間の健全な投資・経済交流の促進。  
◆1984年締結の日中租税協定及び2015年8月署名の両岸(中台)間の二重課税防止等に関する合意と併せて、日台中間のビジネス環境整備が促進される。中国進出を企図する日本企業にもメリットとなる可能性。

## 6. 復興を支援するための取組

－ 平成28年度以降の「復興・創生期間」においても、復興の進捗状況を踏まえつつ、しっかりと支援を継続するため、以下の措置等を講じる。

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| ○ 期限が到来する復興特区の税制の延長               | ・ <u>復興特区の税制</u> について、一定の見直しを行いつつ、 <u>適用期限を5年延長</u> (その際、被災地の実情等を踏まえ、一部要件緩和)。          |
| ○ 高台移転事業の移転元地の利活用のための土地交換に係る特例の創設 | ・ <u>復興整備事業の実施区域内の民有地の地権者が、その土地を区域外の公有地と交換した場合の登録免許税を免除</u> する措置を創設。(平成28年度より5年間の時限措置) |

## 7. その他

|            |  |
|------------|--|
| ○ 車体課税の見直し | ・ 消費税率10%段階の車体課税の見直しについて、① <u>自動車取得税(地方税)を廃止</u> 、② <u>自動車税等(地方税)の環境性能割</u> を導入。   |
| ○ 納税環境整備   | ・ 国税の納付手段の多様化を図る観点から、 <u>インターネット上のクレジットカードによる国税の納付</u> を可能とする制度を創設。<br>・ 当初申告のコンプライアンスを高める観点から、 <u>短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合の加算税の加重措置等</u> を導入。 等 |